

三田市軽自動車税(種別割)課税免除要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項及び三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号。以下「条例」という。)第81条の9の規定により課税免除とする商品である軽自動車等のうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段又は同法第97条の3第1項により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標の交付を受けているものに係る課税免除について、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除対象車両)

第2条 課税免除の対象となる車両は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 条例第81条の9に規定する軽自動車税(種別割)を課さない軽自動車等(原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。)であること。
- (2) 販売を目的として取得され、保有されていること。
- (3) リース車、レンタカー(バイク)、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業の用に供されているものでなく、かつ、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること。
- (4) 当該車両に係る軽自動車税(種別割)申告(報告)書(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第16条第1項に定める第33号の4の2様式)の所有形態欄に商品車である旨の記載があること。
- (5) 課税免除となる年度の賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者が古物営業法(昭和24年法律第108号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業としていること。

(課税免除届出)

第3条 市長は、課税免除に係る届出を行う者に対して、当該課税免除となる年度の4月1日から同月7日(同日が三田市の休日を定める条例(平成3年条例第1号)に定める休日である場合は、その翌開庁日)までの期間に三田市軽自動車税(種別割)課税免除届出書に次に掲げる書類を添付して提出するよう求めるものとする。

- (1) 法第5条第2項に規定する古物商許可証の写し
 - (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - (3) 法第16条の規定により帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録した古物台帳の写し
 - (4) 課税免除となる年度の賦課期日現在における走行距離及び保管状況がわかる写真（車両番号が確認できるもの、1台につき1枚）
- 2 市長は、取得時における走行距離と課税免除となる年度の賦課期日現在の走行距離の差が100km以上である場合は、前項に定めるものに加え、その理由を記した書類の提出を求めるものとする。

（調査）

第4条 市長は、課税免除に係る届出の内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な調査を行うものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。